

道北地域連携

駅マルシェ 2026

出店マニュアル

J R旭川駅前広場(駅構外)・J R旭川駅(構内)

駅マルシェ実行委員会

(事務局) 旭川信用金庫 課題解決推進部

(住 所) 〒070-8660 旭川市4条通8丁目

(TEL) 070-8712-4354

(FAX) 0166-25-8584

目次

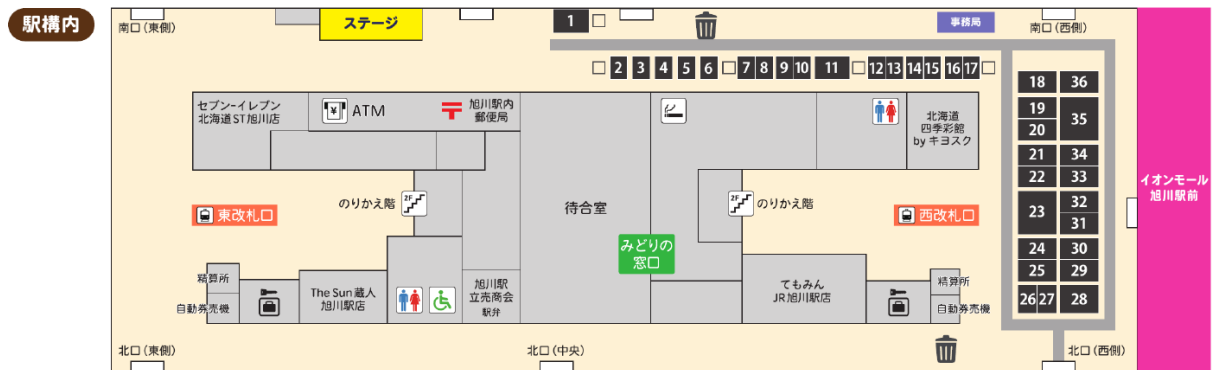
項目	ページ数
1. 開催概要	・・・ 3
2. 会場全体図	・・・ 4
3. 開催までのスケジュール	・・・ 5
4. 搬入・搬出	・・・ 6
5. 設営上の注意事項	・・・ 10
6. 店舗の装飾	・・・ 13
7. 出店・営業の注意事項	・・・ 14
8. 水の使用・ゴミ、油の処理	・・・ 17
9. 火気器具類の使用	・・・ 19

1. 開催概要

名 称	道北地域連携 駅マルシェ 2026
開 催 会 場	J R 旭川駅構内および J R 旭川駅前広場(駅構外)
開 催 期 間	2026 年 9 月 19 日(土)～21 日(月・祝)
開 催 時 間	10:00～18:00(最終日は17:00まで)
主 催	駅マルシェ実行委員会 (旭川信用金庫・J R 北海道旭川支社)
共 催	北の恵み あさひかわ食べマルシェ実行委員会 遠軽信用金庫・北空知信用金庫・北見信用金庫・北星信用金庫 留萌信用金庫・稚内信用金庫・J R 旭川駅
協 力	北海道上川総合振興局・北海道留萌振興局・北海道宗谷総合振興局 北海道オホーツク総合振興局・北海道空知総合振興局 旭川市・信金中央金庫
後 援	旭川商工会議所・(一社)旭川観光コンベンション協会 (一社)旭川物産協会
協 賛	J R 北海道フレッシュキヨスク(株)、(株) J R 北海道ソリューションズ 日本フルハップ、株式会社タイミー

2. 会場全体図

駅構内 (36事業者)



駅構外 (45事業者)



※出店者一覧は別紙をご参照ください

3. 開催までのスケジュール

7月28日(火)

出店者説明会

※提出書類（2）を出店者説明会にて配布します。
オンライン参加または欠席の方はデータを送付いたします。

8月14日(金)

提出書類（2）の提出期限

- ・原材料使用状況表(全員)
- ・車両関係申請書(車両を使用する出店者のみ)
- ・火気器具類使用申請書(全員)
- ・電気使用申請書(全員)
- ・ブース内配置図(全員)
- ・現場責任者の連絡先について(全員)
- ・試食提供申請書(希望出店者のみ)
- ・保健所への申請書類(※該当する出店者のみ)
- ・税務署への申請書類(※該当する出店者のみ 出店者様から個別に申請)

SNS 宣伝写真の提出期限

8月24日頃

請求書等の送付

9月4日(金)

出店料等の納入期限

9月15日(火)

会場の設営開始

9月18日(金)

出店者前日搬入

9月19日(土)

道北地域連携 駅マルシェ 2026 開催

9月21日(月・祝)

開催終了

終了後

売上の報告、精算作業

9月30日(水)

売上報告 提出期限

4. 搬入・搬出

事前準備および撤去時の 車両進入時間

下記以外の時間、会場内への車両進入を禁止します(緊急車両を除く)

① 準備、搬入

9月18日(金) 出店者の前日搬入 9:00~17:00

② 最終日の撤去、搬出

9月21日(月・祝) 17:00~19:00

開催期間中の 車両進入時間

9月19日(土)~21日(月・祝)

搬入 7:30 ~ 9:30

搬出 18:00~19:00(最終日を除く)

車両進入時の注意事項

(1) 車両進入の経路について

- 会場内への進入経路は後述の搬入出ルート図に従ってお願いします。
一方通行となりますので、進行方向を間違わないよう進入してください。また、交差点がありますので、誘導員の指示に従ってください。

(2) 車両進入許可証について

- 搬入出の際、車両進入(通行)許可証が必要です。
申請書にてお申し込みください。出店者に1枚限定でお渡しします。
- よく見えるようにダッシュボードの上に置いてください。

(3) 車両進入時の注意事項

- 荷下ろし(荷積み)作業終了後は、速やかに車両を移動してください。
- 運営事務局の指示に従って作業を行ってください。
- 車両進入が可能な時間帯であっても作業を伴わない場合は進入をご遠慮ください。
- 進入経路付近の駐停車は固く禁じます。
- 宅配業者については許可証の必要はありませんが、進入時間は厳守するように各自で調整をお願いします。

出店者用臨時駐車場につ いて

●出店者駐車場はございません。

準備・搬入(9/18)および開催期間中(9/19~9/21)の駐車場所は最寄りの有料駐車場等をご利用ください。

※食ベマルシェ用臨時駐車場として旭橋河畔リベライン公共駐車場、大雪クリスタルホール多目的広場を用意しております。

詳細は次項をご覧ください。利用可能期間は9/19~9/21です。

臨時駐車場の使用は、旭州市外からの出店者に限定します。

利用できる駐車場の区分と時間は以下のとおりです。

※前日準備日(9月18日(金))は利用できませんので、ご遠慮願います。

※※いずれの駐車場も警備員を配置しませんが他の利用者もいますので適正な利用をお願いします。

※臨時駐車場が満車の場合は、会場近くの公共駐車場などをご利用ください。



〈9月19日(土)～9月21日(月・祝)〉8:30 開場～21:00 閉鎖



〈9月19日(土)～9月21日(月・祝)〉8:30 開場～19:30 閉鎖

【搬入出ルート図】（予定）

- 搬入・搬出口はA・B・Cの3か所を予定しており、各口の使用時間・使用用途（搬入・搬出）は以下のとおりです。

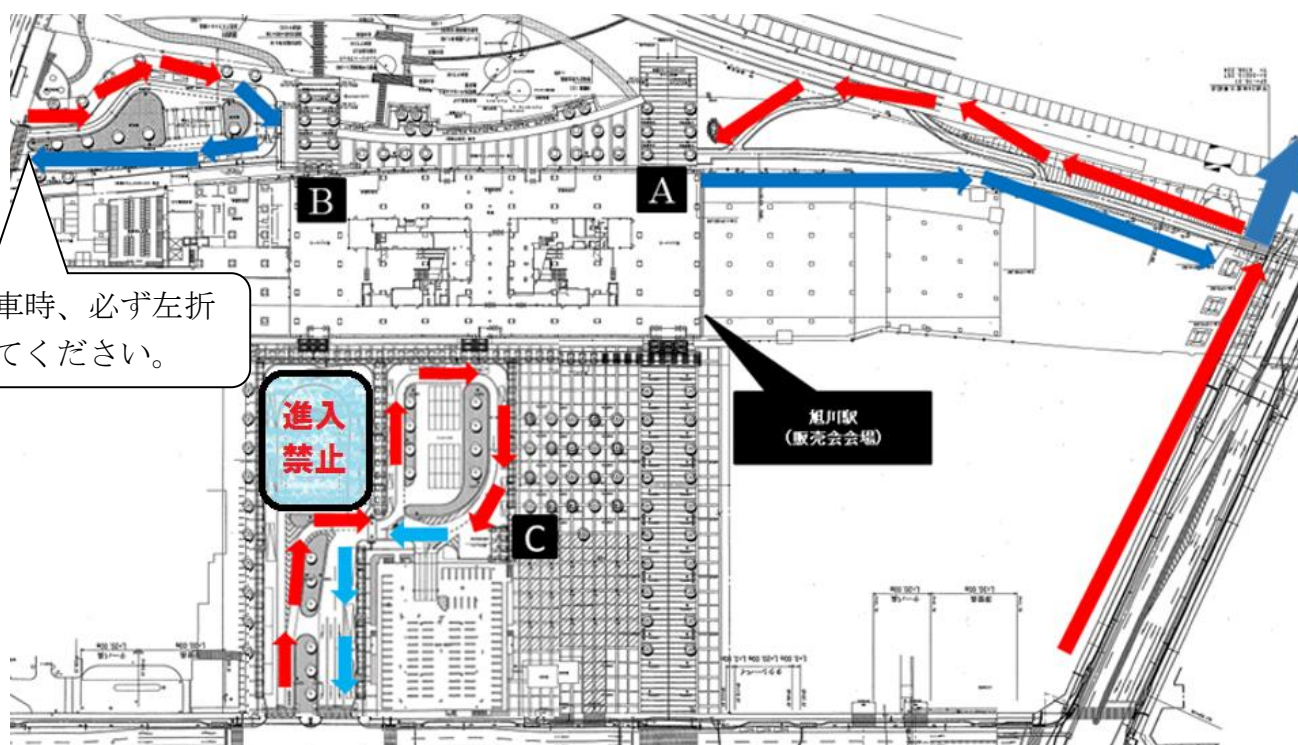
A口・B口・C口

- ・搬入 18日（金）9:00～17:00
19日（土）～21日（月・祝）7:30～9:30
- ・搬出 19日（土）20日（日）18:00～19:00
21日（月・祝）17:00～19:00

- 駅マルシェ開催期間中に商品等の追加搬入がある場合は C口 の下記時間を利用可とします。

C口

- 19日（土）、20日（日）10:00～18:00
- 21日（月・祝）10:00～17:00



●以下の点について、ご理解とご協力をお願いします。

1. 実行委員会で出店者ごとの搬入・搬出口を指定します。
2. 別紙、車両関係申請書にて搬入の申出があった方には、実行委員会にて出店者ごとにスケジュール（搬入時間の割付表）を作成し、連絡いたします。
3. 会期中の搬入・搬出についても指定した箇所で行ってください。
4. 前日搬入および期間中の搬入出希望者数により搬入出時間を変更する場合があります。
5. 搬出入作業完了後、搬入口から公道に出る際には、必ず左折してください。
6. バスレーンへの進入は禁止です。
7. いずれの搬入・搬出口につきましても使用許可を頂いている旭川市から運用について厳しく指導を受けており、出店者に関しましては、係員の誘導に従い、ルールを順守してください。（ルールを守れない場合は次年度以降使用できず、駅マルシェの開催ができない可能性もあります。）
8. A ロについては、河川敷の公園スペースを搬入・搬出経路として利用しております。アスファルト舗装されていない芝生面への車の乗り入れは厳禁とします。

また、一般の歩行者、自転車の利用が優先となるため、車の一時停止、徐行をお願いする場合がございますので、スタッフの指示には必ず従うようお願いいたします。

9. 搬出について

撤去・搬出は、各搬出口の荷積み用駐車スペースに限りがあり、搬出口付近での搬出車両の混雑による事故、車両渋滞等を防止する観点から、車両の進入は店舗の片付け作業などが終わり、荷積み作業の準備ができた（搬出口にすべての荷物を運んだ）出店者に限定します。

荷積み準備が整った順に車両の進入について許可しますので、搬出車両の運転手は届け出の携帯電話にいつでも出られるようご準備下さい。

搬出口付近での車両待機は厳禁とします。

5. 設営上の注意事項

設営上の注意事項

(1) 作業エリアについて

- 各出店者の作業スペースは、ご自身のテント(ブース)内およびテント前のスペースに限ります。近隣の出店者スペースや通路・共用スペースに商品や機材を置かないようにご注意ください。並びにテント後ろのスペースについても使用はできません。
- 出品物・装飾物・焼き台・販売テーブル・ガスボンベ等は必ずテント内に収め、通路や共用スペースに展示物や表示がはみ出さないようにしてください。

(2) 汚れ・傷に対する養生について

- 油飛び、液体染みなどの汚損が想定される範囲や、火気類等を使用の際は、各自で防水シート、ブルーシート、耐火ボード等を使用し養生を行ってください。
- イベント終了後、ブース、テント内を完全に清掃していただきます。万一、汚れが激しく別途清掃が必要と判断した場合は出店者へ清掃実費を請求いたしますので、ご了承ください。
- JR旭川駅前広場(駅構外)でのテントを設置する地面はインターロッキングです。重量物や設置面が鋭利になっているものを置く場合には、インターロッキングが傷ついたり割れたりしないよう、地面の養生をしてください。なお、駅構内でも床を汚したり傷つけたりする可能性がある場合も同様に養生してください。

(3) 貸出備品について

- 貸出備品(机、テント、冷蔵冷凍設備等)が汚損・損壊し、実行委員会において清掃・修繕・使用不能による入替等が必要と判断した場合はその実費を請求しますので、ご了承ください。

(4) 火気器具類の設置について

- 安全なイベント運営を図るため、火気器具類を使用する場合には、消防法、旭川市火災予防条例等に従って設置してください。(P19 参照)

《重要》

※別紙「火気器具類使用申請書」に必要事項を記載の上、適切に申請を行ってください。申請書に記載のない器具の使用は認めません。

※開催日当日に、実行委員会及び旭川市消防本部による査察を実施します。査察により、指摘や指導が生じた際には、状況が改善されるまで営業許可が出ませんのでご注意ください。

(5) 電気器具の使用について

- 電気使用申請書に記載のない器具の使用は認めません。
- 複数の出店者でブレーカーを共用しているため、申込書に記載された以上の電気容量を使用し、ブレーカー容量をオーバーすると、同一ブレーカーから配電している全ての出店者への電力供給が止まります。大きな損害を生じる可能性があるため、申請容量以上の電気器具を使用しないでください。

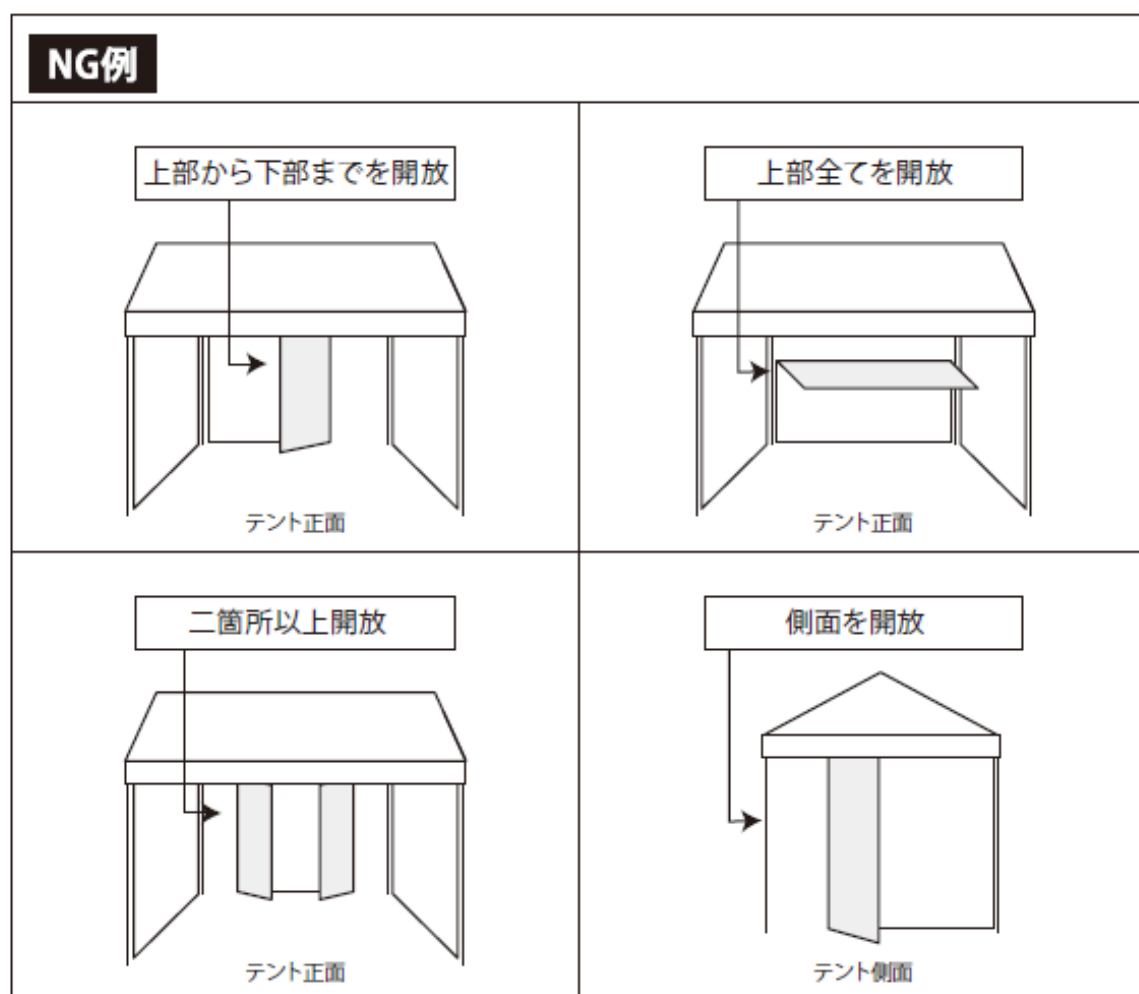
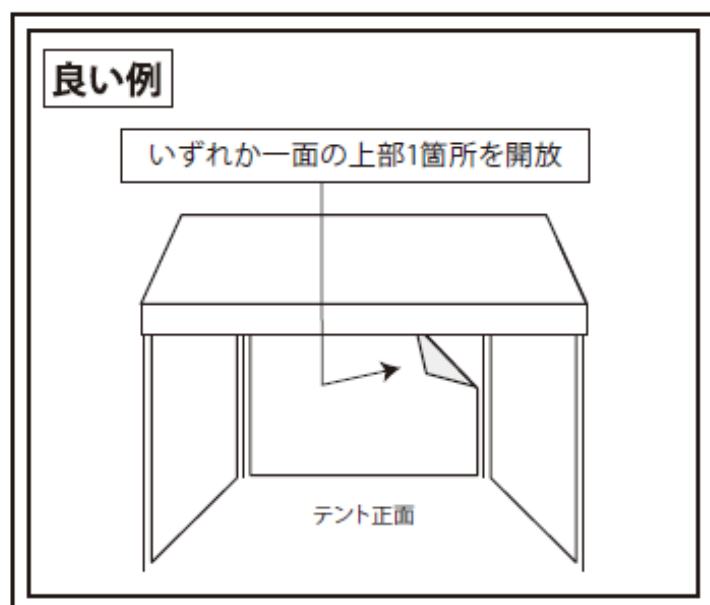
- 会場で用意する電源は家庭用電源(単相100V)仕様となります。
- 基礎電源の容量(1.5kW)にて電気容量が不足する場合は、有料にて0.5kW単位(10,000円)で追加することができます。
ただし、電気使用申請書等に追加電力の希望を記載いただいた場合のみ対応可能です。直前や当日の対応はいたしかねますのでご注意ください。

(6) テント内の換気について

- 調理スペースと屋外を衛生的に区画するため、天井、側壁3面を囲っているため、側壁を解放することは認めません。
- ただし、排煙や感染症対策のため、一時的かつ部分的に側壁を解放することは認めます。(次項に、具体例を記載しております)

※開催期間中に、実行委員会及び旭川市保健所職員が巡回いたします。設営上の問題があった場合には、指導に速やかに従い対処してください。

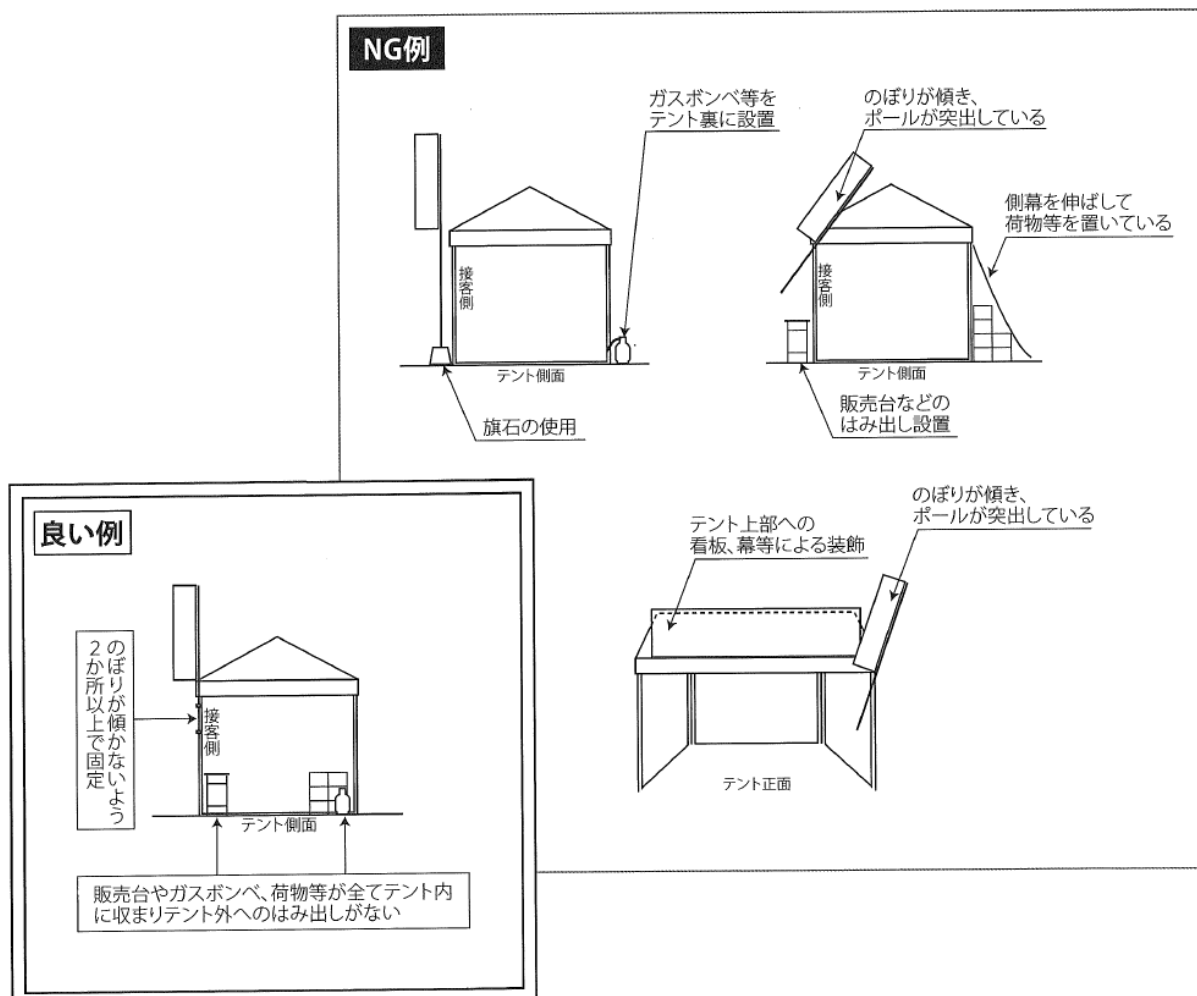
※テント内の換気について（具体例）



6. 店舗の装飾

店舗の装飾にかかる 注意事項

- テント上部への看板・幕等による装飾は禁止します。そのほか、出店名看板の一部が隠れるような店舗装飾についても禁止します。
- 会場全体の雰囲気を壊すような店舗装飾、来場者に危害を与える可能性のある店舗装飾は禁止します。なお、店舗装飾が原因で来場者に損害を与えた場合は、実行委員会では責任を負いかねます。
- のぼりによる装飾は認めますが、前後左右に突出する施工や、旗石の使用は認められません。
- 釘・ビス・画鋸など、テントに穴を開ける可能性のあるもの、糊が残る接着剤やテープ類は使用できません。テントへの直接塗装も禁止です。
- テント内の装飾および展示物は、移動・転倒・落下しないように確実に固定していただくとともに、強風等で損壊しないよう十分な安全対策を実施してください。
- 店舗装飾の汚損・破損について、実行委員会では責任を負いかねます。
- 会場の統一装飾として予定している、「駅マルシェ」専用ののぼりの設置にご協力ください。専用ののぼりは実行委員会で回収いたしますので、取り外さないようにしてください。



7. 出店・営業の注意事項

飲食店、物販営業について

- 臨時営業の申請(保健所)は、主催者が一括して行います。対象となる出店者には後日、申請書等をメール送付いたします。
- 出店申込書等にて事前に申請した営業内容、販売商品、提供メニュー以外は取扱いできません。申込書に記載いただいた販売商品からの商品変更や商品追加は行わないでください。
- ブース内では、「焼く・煮る・蒸す・揚げる」等の加熱調理行為と、形を整える等の成形調理行為のみとします。※駅構内は原則火器使用禁止および煙やにおいの出る加熱調理行為を禁止とします。
- ブース内での原材料の細切等の仕込み行為は禁止です。(粉溶きについては、例外的に認めます。)
- ブース内での手洗い設備につきましては、各自ご用意ください。(蛇口付ポリタンクとバケツ・桶等で可)
- 飲食物を取り扱う出店者は、必ず「生産物賠償責任保険」に加入してください。
- 万が一商品の品質管理、販売に関するトラブルが発生した場合は、誠意を持って出店者が対応してください。主催者は一切の責任を負いません。
- 隣接する出店者や路面店、来場者が不快となるような大音量による音響機材(ラジカセ、拡声器による呼び込み等)の使用は禁止します。

アレルギー等の対応について

- 「原材料使用状況表」に必要事項を記入し、提出してください。
※WEB マイページでは各料理欄右端に選択欄があります。
- 提出いただいた「原材料使用状況表」は、当日会場で配布しますので、必ずテント及びブースに掲示していただくとともに、来場者からの問い合わせに対応するため従業員への指導を徹底してください。
- 「原材料使用状況表」は、重篤なアレルギー症状引き起こすなど、健康上の理由で食べることができないものや、宗教上の教義や信念に関する理由で食べてはいけないものが販売商品、提供メニューに含まれているかを知らせるためにありますので、複合原材料として含むものについても記入してください。
(例：マヨネーズを含む場合は、「卵」に○を付ける)
- 「原材料使用状況表」の誤表記や対応間違いは重篤な事故につながる場合があります。記入内容については、出店者で責任を持ってください。主催者は一切の責任を負いません。

産地表示について

- 主たる販売商品は主原料の産地表示を必ず行ってください。

衛生上の注意について

- テントの側面は、必ず3方を囲ってください。(角地も同様)
- 手洗い設備を設け、手洗い・消毒を徹底してください。
- 手洗い設備(簡易)、手洗い石鹸(薬用)、ごみ箱(ふたが閉まるもの)、消毒液などは各出店者でご用意ください。
- 原材料の保管庫及び調理器具類の保管設備、冷蔵・冷凍庫又はクーラーボックス等を各自で用意し、適切な保管を行ってください。
- 別紙「衛生管理計画(HACCP 手引き)」を参考に、衛生管理(食材の温度管理、従事者の体調管理、適切なタイミングでの手洗い等)について確認し記録してください。

酒類・ソフトドリンクの 販売について

- 食器類は、使い捨てのものを使用してください。
- 開催前には、旭川市保健所および旭川市消防本部の施設確認が行われます。売場責任者の立会をお願いします。

※施設確認により、指摘や指導が生じた際には、状況が改善されるまで営業許可が出ませんのでご注意ください。

- 連携事業の「北の恵みあさひかわ食べマルシェ」に対しサッポロビール㈱が協賛していることから、販売するビール類(ビール、発泡酒、新ジャンル、ノンアルコールビールテイスト飲料)についてはサッポロビール社製品に限定し、全店舗統一の価格で販売していただきます。

ただし、地ビールなど出店者の地域の特産品についてはこの限りではありません。

- チューハイ、カクテル、など、他の酒類については、サッポロビール社製品のお取り扱いを推奨いたします。また、缶類で提供する場合は定価販売とします。ただし、出店者の地域の特産品である酒類についてはこの限りではありません。

- コップ等の容器に注いで提供する場合は14オンスの容器を用いることとします。

- 販売価格は別紙「価格表」のとおりとします。

- 酒類(コップ等の容器に注いで提供する場合を除く)を販売される場合、各出店者の出店場所の所管税務署(旭川中税務署)に対し、「期限付酒類小売業免許届出書」の提出が必要となります。対象となる出店者様に個別でご連絡いたしますので、**8月末日までに各自で申請**をお願いします。

- 未成年者の飲酒を禁止する表示を必ず掲げてください。

- 連携事業の「北の恵みあさひかわ食べマルシェ」に対し北海道コカ・コーラボトリング㈱から協賛をいただいていることから、ソフトドリンクについてはコカ・コーラ社製品に限定し、物販(ペットボトル・缶等)により販売する場合は定価販売といたします。(コップに注いで提供する場合の価格制限はありません)

ただし、自社製造や、出店者の地域の特産品となっているジュースについてはこの限りではありません。

- 試食を希望される場合は、別紙「試食提供申請書」に必要事項を記載の上、実行委員会宛てにご提出ください。提供方法等によっては試食提供を認めない場合があります。また、申請書の提出がない出店者の試食提供は禁止します。

- 駅構内での酒類の試飲は禁止します。

※WEB マイページでは各料理欄右端に☐入力欄があります。

試食について

出店テントの管理等について

- 搬入日及び開催期間中(営業時間終了後も含む)は、商品・売上金をはじめ、テント内の物品等は全て各出店者が責任を持って管理してください。万が一、盗難等があっても主催者はその責任を負いません。

- 各出店者の判断で保険に加入することをお勧めします。また、金庫などを設置する場合はワイヤーなどで盗難防止等の対策を講じることをお勧めします。

- 夜間のテントへの出入りは原則禁止としますが、やむを得ず営業時間外にテント内に入る必要がある場合は、警備員にその旨を告げてください。

- 開催時間中は最低1名の従業員が常駐してください。
- 出品する商品が全て売り切れた場合も、開催時間中は店舗を閉めず、従業員が常駐するようにしてください。ただし、最終日の15時以降は撤収可能とします。撤収する場合は事務局へ報告の上、指定された搬出口から撤収を行ってください。
- 会場内は、出店ブース内を含めすべて禁煙です。
- 飲酒をしながらの営業、販売行為は禁止いたします。
- 混雑時等、来場者に対し待機列の案内にご協力ください。
- 天災及びその他の事故については、主催者はその責任を負いません。

8. 水の使用・ゴミ、油の処理

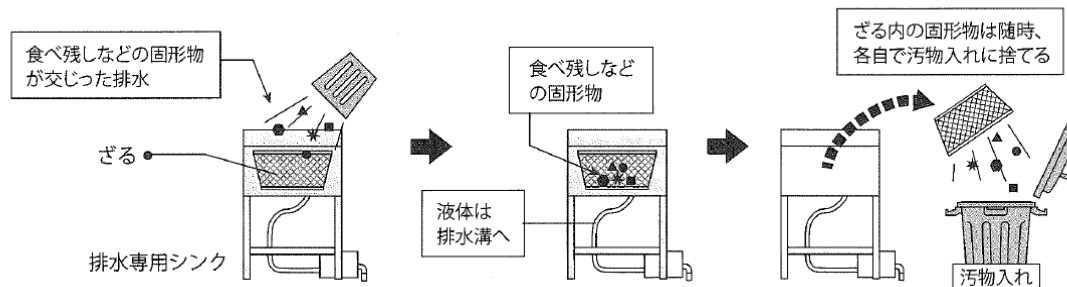
給水・排水設備の使用について

●保健衛生上ならびに環境衛生の観点から下記ルールを厳守してください。

- ・旭川市は、雨水管と污水管が分かれていますので、既設の排水口やマンホール、グレーチング等への排水は厳禁とします。
- ・排水時は備え付けのザルを通して排水し、ザルに残った残飯類は、必ず備え付けの汚物入れに捨ててください。
- ・熱湯は直接排水せず、加水などをして温度を下げてから排水してください。
- ・大量の氷は給排水設備に捨てないでください。

※開催期間中、担当職員が巡回します。担当職員より指導があった場合は必ず従ってください。

■ 共同排水設備での残飯類(固形物) 処理方法



■ 共同給排水設備の場所

駅構外休憩スペース内に給排水用 TENT を設置します。



ごみの処理について

(1)ごみの処理について

ブース内外は常に清掃を心がけ、衛生管理を徹底してください。

- 設営から販売に際して発生したごみは、各日の終了後に出店者が責任を持って持ち帰り処理してください。
- 生ごみについては、必ず蓋付きのごみ箱を用意し、使用してください。
- 環境にやさしい、ごみの少ないイベントの実施を目指しています。
- 来場者が飲食した後、できるだけごみが残らないような商品の提供にご協力をお願いします。
- 準備段階で分別しやすい又は再資源化が可能な容器を選択するなど、ごみの資源化にご配慮をお願いします。

ゴミの取り扱いは、出店者と来場者(お客様)では異なります。

☆出店者：設営・販売・提供の過程で発生したごみ

⇒出店者様で持ち帰り

☆来場者：購入や飲食等で出たごみ

⇒各街区のごみステーション

食用油の処理について

(2)食用油の処理について

- 食用油は各出店者で持ち帰り適正に処分することを原則としますが、食べマルシェ「使用済み食用油の無料回収」を利用可能です。詳細は別紙「廃油回収のご案内」を参照してください。
- 仮設の排水設備、既存の排水口・マンホール・グレーチング等に捨てることは厳禁です。発見した場合は、清掃費用を請求するとともに、今後の出店を認めない場合があります。

9. 火気器具類の使用

注意事項

開催日当日に、実行委員会及び旭川市消防本部による査察を実施いたします。
査察により、指摘や指導が生じた際には、状況が改善されるまで営業許可が出ませんので
ご注意ください。

消火器の設置義務

●火気器具類(ガス、炭火、電気等(電子レンジ含む))を使用される場合は、スペース内のすぐに手が届く場所に必ず消火器を設置してください。なお、消火器は製造後10年以内のもので消防法令に定められた業務用のものを設置してください。

●住宅用消火器やエアゾール式の簡易消火器ではなく、燃焼するものの特性に応じた消火器で、使用期限が経過していない消火器をご準備ください。また、圧力不足やピンが抜けている等、不備のある消火器は使用できません。

☆火気器具等とは…

火を使用する器具及び使用に際し、火災の発生のおそれのある器具であって、次のものを使用する器具等を指します。

- ・液体燃料(灯油・ガソリン等)
- ・固体燃料(炭・薪等)
- ・気体燃料(プロパンガス等)
- ・電気調理

(IHコンロ、フライヤー、ホットプレート、蒸し器、電子レンジ等)

離隔距離および防火措置

●火気器具類の周囲四方には安全な離隔距離を設け、周囲に可燃物や危険物を置かないでください。不燃性ではない机や作業台の上に設置する場合は、スレート板や耐火ボードを敷いた上に設置してください。床面に設置する際には床の養生材が不燃性ではない場合には耐火レンガや耐火ブロックを用いてください。

●ガス器具の安全な離隔距離は15cmを目安とします。

●炭火は火力に応じて耐火ボードで囲う等の措置を講じてください。

●風でテントの側幕がスペース内に膨らむことがあります。そのような事態にも対応できるよう、十分な離隔距離を設けてください。側幕との距離が十分に確保できない場合は耐火ボードを立てかける等の措置をとってください。

※熱や炎でテント及び備品を損傷させた場合は弁済を求めます。

※耐火レンガ及び耐火ブロック等は出店者様でご用意ください。

油飛びや炭はね等への注意

●油飛びや炭はね等で来場者やご自身に危害が及ばぬよう養生等の対策をしてください。

ガソリンの使用禁止

●出店者によるガソリン及びガソリン使用器具(発電機等)の持ち込みを禁止します。

●灯油器具(ストーブ等)は許可しますが、大きな熱や炎を生じる器具は全て火気器具と見なしますので事前に使用申請を行ってください。

火気使用中の放置禁止

●火気器具等の使用中は、その場を離れることを禁止します。

**各日終了後の完全消火
確認義務**

- 各日の終了後は使用火気器具や炭火の完全消火を確認してからお帰りください。ガス器具は消火確認だけでなく、ボンベの元栓とコックも閉じてください。炭火は缶等による密閉消火で完全消火をご確認ください。

※安全確認のため、実行委員会スタッフや警備員がテント内に立ち入る場合がありますので、あらかじめご了承ください。

※立ち入り確認の際に重大な不備があった場合には翌日からの営業をお断りすることがあります。(出店料の返還はいたしません。)

**消毒について
(引火防止)**

- 火気を扱う出店者の場合、手指消毒に使用する消毒液等はジェルタイプやシートタイプのものを使用してください。

**ガスボンベ及びガス器具
の使用**

- 会場で使用できるガス器具はプロパンガス及びカセットガス用のものに限ります。(都市ガス用の器具は使用できません。)

- ガスボンベの持ち込みは10kg以内のボンベで、ボンベとガス器具の接続は2m以内のゴムホースを推奨します。

※10kg以上のボンベを設置される場合は、出店者にてガス業者にガス工事をご依頼ください。

(参考図) 防火措置について

